



税務署からのお知らせ

確定申告はお早めに!!

所得税の還付申告は、
2月18日以前でも税務署で
受け付けています。

所得税の申告と納税は、2月18日(月)～3月15日(金)までです。

還付申告や作成済みの申告書は2月18日以前でも提出を受け付けています(土・日曜日、祝日を除く)。消費税および地方消費税の申告と納税は、4月1日(月)までです。◆東村山税務署(☎042-394-6811)

日曜窓口開設

土・日曜日は閉庁日ですが、東村山税務署では、2月24日(日)・3月3日(日)に限り、確定申告書作成のアドバイスおよび申告書の受け付けを行います。なお、当日は、国税の領収・納税証明書の発行および電話での相談は行っていません。

便利で安心な振替納税をご利用ください

「申告所得税」および個人事業者が納付する「消費税及び地方消費税」は、金融機関や税務署での窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から納税できる振替納税がご利用いただけます。

平成24年分確定申告書の①申告所得税の振替納付日は、4月22日(月)、②消費税および地方消費税の振替納付日は4月24日(水)となります。詳しくは、税務署管理運営部門までお問い合わせください。

税理士による無料申告相談

東京税理士会所属の税理士による無料申告相談です。小規模納税者の方や年金受給者の方、給与所得者の方の相談を行っています(ただし、譲渡所得、贈与税、内容が複雑な相談などは税務署でご相談ください)。作成した申告書は、会場でお預かりします。

所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は税務署または有料で税理士にご相談ください。

☎ 2月12日(火)～15日(金)

受付時間

午前9時30分～11時30分、
午後1時30分～3時30分

場 防災センター6階

※受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。

※筆記用具、計算器具および前年申告さ

れた場合は、申告書の控えなどをご持参ください。

※申告に必要な添付書類がある場合はご持参ください。

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

パソコンによる確定申告センターをご利用ください

東京国税局では、パソコンを利用した申告を推進するために「確定申告センター」を開設します。

◇お住まいの地域にかかわらずご利用いただけます(土・日曜日および祝日は除きます)。提出された申告書などは、それぞれの住所地(納税地)を所轄する税務署へ送付します。

◇税理士が、パソコンによる所得税(譲渡所得を除く)および個人事業者の消費税の申告などの作成におけるアドバイスを行います。なお、パソコン操作は、担当者がお手伝いします。

※外部記録媒体(フロッピーディスクやUSBメモリーなど)の使用はできません。

◆確定申告センター

期 間	2月7日(水)～3月15日(金)
会 場	新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階 「アクアプラザ」
最寄り駅から会場まで(徒歩)	丸ノ内線「西新宿駅」5分 大江戸線「都庁前駅」5分 JR線ほか「新宿駅」10分
時 間	午前9時～午後5時 (相談開始：午前9時15分から)

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

「にせ税理士」にご注意を!

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談を、税理士資格のない人が行うことは税理士法によって禁止されています。税務書類の作成の依頼は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

東村山税務署

〒189-8555東村山市本町1-20-22
☎042-394-6811

※東村山税務署では、1月から駐車場が利用できません。お車での来署はご遠慮ください。公共交通機関をご利用願います。



確定申告はインターネットで 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

税務署に出かけなくとも、国税の申告や納税が自宅やオフィスからできる便利でうれしいサービスです。

◆e-Taxで所得税の申告をすると…

- ①国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接電子申告することができます。
- ②本人の電子署名および電子証明書を付して、期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の税額控除を受けることができます(平成19年分から平成24年分の確定申告でいずれか1回)。
- ③医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称、支払金額など)を入力して送信することにより、提出または提示を省略することが

できます(確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)。

- ④e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。
- ⑤24時間いつでも利用可能

1月15日(火)～3月15日(金)は、祝日などを含めて24時間ご利用いただけるので、税務署が閉まっている時間でも申告書の提出(送信)ができます。

なお、ご利用できない時間帯もありますので、詳しくは、e-TaxHPまたはヘルプデスクでご確認ください。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダーライターの購入などの事前準備が必要です。

※電子証明書をすでに取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

e-TaxHP <http://www.e-tax.nta.go.jp>
☎ e-Taxヘルプデスク
(☎0570-01-5901)

☐ヘルプデスク受付時間

月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

※1月15日(火)～3月15日(金)は、平日に加え2月17日・24日、3月3日・10日の各日曜日の午前9時～午後8時までご利用いただけます。

Q&A パート収入・公的年金収入と税

Q 私はパート収入のみですが、いくらまでなら税金がかからず、夫の扶養親族になれますか?

A 給与収入100万円以下なら、所得税も住民税もかからず、扶養親族にもなれます。配偶者控除・扶養控除の対象は給与収入が103万円以下の場合に該当します。給与収入・公的年金収入の場合は次のようになります。

◆給与収入のみの場合

	収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象
		所得税	住民税	
パート(給与)収入	100万円以下	非課税	非課税	該当
	100万円を超え103万円以下	非課税	課税(※注1)	該当
	103万円を超える	課税(※注2)		非該当

※注1…障害者・寡婦・寡夫・未成年者は2,044,000円未満は非課税。また扶養親族数により非課税となる場合があります。

※注2…控除額が総所得金額等を超える場合は非課税。

◆公的年金(雑所得)のみの場合

	収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象	
		所得税	住民税		
公的年金収入	65歳未満(昭和23年1月2日以後生まれ)	105万円以下	非課税	非課税	該当
	105万円を超え108万円以下	非課税	課税(※注3)	該当	
		108万円を超える	課税(※注5)		非該当
65歳以上(昭和23年1月1日以前生まれ)	155万円以下	非課税	非課税	該当	
	155万円を超え158万円以下	非課税	課税(※注4)	該当	
	158万円を超える	課税(※注5)		非該当	

※注3…障害者・寡婦・寡夫は2,166,667円以下は非課税。また扶養親族数により非課税となる場合があります。

※注4…障害者・寡婦・寡夫は2,450,000円以下は非課税。また扶養親族数により非課税となる場合があります。

※注5…控除額が総所得金額等を超える場合は非課税。